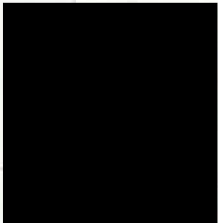




基 本 協 定 書

東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充に関する
基本協定書



東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充に関する
基本協定書

横浜市（以下、「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下、「乙」という。）は、東海道本線川崎駅・横浜駅間生見尾踏切道廃止及び生見尾こ線人道橋拡充（以下、「事業」という。）について、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、事業についての基本的な事項を定め、甲及び乙が相互に協力して、「生見尾踏切道の廃止」と「こ線人道橋の拡充」を行い、利用者の安全性の向上及び流動の円滑化を図ることを目的とする。

（公正性と透明性の確保）

第2条 甲及び乙は、本協定による事業が公共事業であることに鑑み、事業の実施に当たり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

（事業の位置及び範囲）

第3条 事業の位置及び範囲については、別紙「位置図」及び「事業範囲図」のとおりとし、詳細については別途甲乙で協議するものとする。

（事業の内容及び施行区分）

第4条 事業は、先行工事と本体工事に内容を区別の上、それぞれ別途施行協定を締結し施行するものとする。詳細については別途甲乙で協議するものとする。

（1）先行工事

- ア 本協定締結後から生見尾踏切道閉鎖までの警備
- イ 生見尾踏切道の閉鎖
- ウ 生見尾踏切道の撤去

（2）本体工事

- ア こ線人道橋の拡充
- イ 鉄道施設の支障移転

2 事業に係る施行区分は次によるものとし、詳細については別途甲乙で協議するものとする。

（1）甲施行

- ア 事業に伴う各機関との調整

（2）乙施行

- ア 本協定締結後から生見尾踏切道閉鎖までの警備
- イ 生見尾踏切道の閉鎖
- ウ 生見尾踏切道の撤去
- エ こ線人道橋の拡充
- オ 鉄道施設の支障移転

(費用負担)

第5条 事業に係る費用の負担割合については、総事業費に対して甲3分の2、乙3分の1とする。

2 総事業費の内訳は、以下に示す項目を基本とし、変更を要する場合は甲乙で協議するものとする。

- (1) 本協定締結後から生見尾踏切道閉鎖までの警備に要する費用
- (2) 生見尾踏切道の閉鎖に要する費用
- (3) 生見尾踏切道の撤去に要する費用
- (4) こ線人道橋の拡充に要する費用
- (5) 鉄道施設の支障移転に要する費用

(用地の使用)

第6条 甲は、乙が先行工事及び本体工事で必要とする用地を確保するものとし、詳細については別途甲乙で協議するものとする。

(用地の処理)

第7条 事業に伴う用地処理は、別紙「用地処理図」を基本とし、詳細については別途甲乙で協議するものとする。

- (1) 甲及び乙は、生見尾踏切道の廃止に伴い廃道敷きとなる甲用地と、既設こ線人道橋の階段部及びこ線人道橋の拡充により新たに使用する乙用地を交換するものとする。
- (2) 用地の等価等積交換が難しい場合、甲及び乙は上記用地及び市道として存続する甲用地を施設存続中無償で利用できるものとする。
- (3) 甲又は乙の施設が将来廃止又は撤去された場合において、甲又は乙の施設のいずれかが存続するときは、当該存続施設の利用に支障が生じないようにすることを基本とし、その後の取扱いについて、甲乙協議の上、定めるものとする。

(財産の帰属及び管理)

第8条 本体工事完了後の財産所有権の帰属及び保守区分は、別紙「財産区分図」を基本とし、詳細については別途甲乙で協議するものとする。

(損害の負担)

第9条 事業に伴い生じた損害については、甲乙それぞれの責めに帰する場合を除き、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者の苦情等)

第10条 事業に伴う第三者からの苦情等については、甲乙それぞれの責めに帰する場合を除き、その都度、甲乙協議して処理するものとする。

(行政上の手続き等)

第 11 条 事業に必要な行政上の手続き及び第三者との協議は、甲において先行工事及び本体工事着手前に完了することを基本とする。ただし、鉄道事業法（昭和 61 年 12 月 4 日付法律第 92 号）に規定する鉄道施設の変更等に係る手続きは、乙が行うものとする。

(設計協力)

第 12 条 甲が実施するこ線人道橋拡充の設計について、乙はこれに協力する。

(協定の変更)

第 13 条 本協定を変更する必要がある場合は、別途甲乙協議の上、協定の変更を行うものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して処理するものとする。

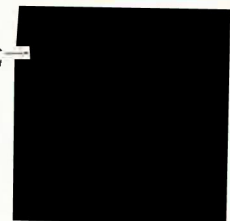
以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 10 月 / 日

甲 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市
横浜市長職務代理者
横浜市副市長 平原 敏英



乙 横浜市西区平沼一丁目 40 番 26 号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員横浜事業本部長 大野 武一

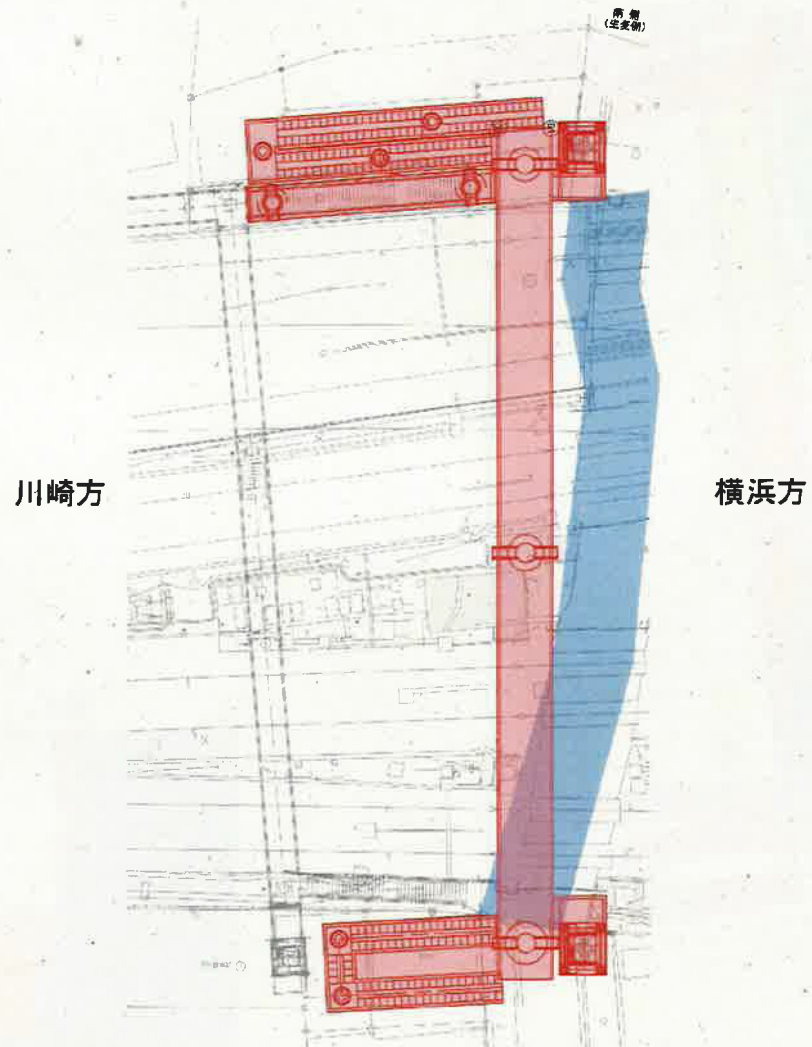


位置図

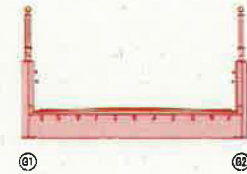


事業範囲図

跨線部平面図



通路桁 断面図



通路桁 断面図 (階段・Ev接続部)



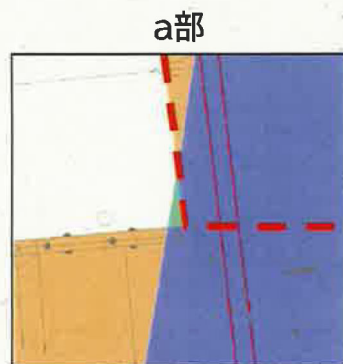
凡例

- 道路施設等工事
- 鉄道施設等工事

用地処理図

川崎方

横浜方



a部

凡例

- 市道存続区域（甲用地）
- 市道廃止区域（乙用地（橙）と交換する甲用地）
- 付替道路区域（甲用地（緑）と交換する乙用地）
- 乙用地
- 相互無償使用

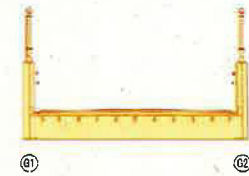
財産区分図

跨線部平面図

川崎方

横浜方

通路桁 断面図



通路桁 断面図 (階段・Ev接続部)



凡例

